

児童生徒ステイホーム特別給付金について

給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小中学校を臨時休業としたため、学業の遅れだけでなく給食に代わる食費が膨らむなど、各ご家庭の負担が増加している状況にあります。

そこで、吉野川市として、各ご家庭の負担軽減を図り、児童生徒の健全な家庭生活を後押しするとともに、円滑な学校生活の再開を支援するため、市内に住所を有する小中学生を対象に「児童生徒ステイホーム特別給付金」を支給します。

給付対象者

令和2年4月27日現在、市内に住所を有する小学1年生～中学3年生
(平成17年4月2日生～平成26年4月1日生)

※対象となる児童・生徒については、申請書に印字してあります。

申請・受給者

対象児童・生徒が属する世帯の世帯主とします。

支給額

対象児童・生徒 1人当たり 10,000円

手続きについて

対象児童・生徒が属する世帯の世帯主様宛に令和2年5月20日に申請書を送付しております。申請書に必要事項を記載、押印の上、返信用封筒にてご郵送ください。(新型コロナウイルス感染症対策により、申請は原則郵送いたします。)

支給予定日について

【申請書を令和2年5月26日までに提出された方】
令和2年6月8日(月)(予定)

【申請書を令和2年5月27日以降に提出された方】
令和2年6月中旬(予定)

※以後、申請書の提出状況に応じ、随時支給を行います。

※申請書が提出されましたら、審査の上、決定後に金額、支給日等を郵送にてお知らせします。

令和2年8月31日(当日消印有効)までに申請してください。

問い合わせ先

吉野川市教育委員会 教育総務課

電話 0883-22-2272

(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)

メール: k-soumu@yoshinogawa.i-tokushima.jp